

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守（特に重要な事項）【共通】</p> <p>Ⅱ－3－1－8 貸金庫サービスに関するコンプライアンス</p> <p>Ⅱ－3－1－8－1 意義</p> <p><u>系統金融機関は、農協法及び農中法に基づく付随業務の一形態として利用者の資産を預かるサービスとして貸金庫を提供している。利用者からの信頼に基づき、利用者の資産を安全に保管し、利用者が安心して利用できるように、系統金融機関において貸金庫の適切な運営に必要な態勢等を整備することは、利用者からの信頼を確立・維持するためにも重要である。貸金庫においては、貸金庫内の利用者の資産の窃取等、職員による不正等のおそれがあり、また、マネロン・テロ資金供与等の不正な目的で利用されるリスクがある。特に、貸金庫は、その秘匿性を利用して、悪意のある者によって不正・不適切な目的で利用し得るものであることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、系統金融機関が貸金庫サービスを提供するに当たっては、貸金庫内の利用者の資産の窃取等、職員による不正等を防止するための管理態勢、マネロン・テロ資金供与並びに不正利用への対応、並びに利用者の資産の窃取・横領事案が生じた場合の公表等の措置が求められる。</u></p> <p>Ⅱ－3－1－8－2 主な着眼点</p> <p>(1) 管理態勢</p> <p><u>職員による不正等を防止し、利用者の資産を安全に保管し、</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守【共通】</p> <p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>利用者が安心して利用できるよう、利用者保護の観点から、以下の点を含む適切な貸金庫の管理態勢を整備しているか。</p> <p>① <u>貸金庫の入退室・開閉等に関する手続や規程（例えば、貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続等）を整備すること。</u></p> <p>② <u>貸金庫の予備鍵を含む重要物の保管方法（例えば、予備鍵を本部等で一括管理する方法等）に関する規程を策定すること。</u></p> <p>③ <u>貸金庫の入退室・開閉等に関する管理（例えば、開閉の記録の作成・保存、貸金庫前の防犯カメラの設置、貸金庫入室時の生体認証の導入等）を実施すること。</u></p> <p>④ <u>上記を含む支所・支店（事務所）での貸金庫の管理態勢に対する本部等による定期的な点検・確認を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>マネロン・テロ資金供与等のリスクへの対応</u> <u>貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結が特定取引に該当すること（犯収法施行令第7条第1項第1号エ）を踏まえ、貸金庫がマネー・ローンダリングやテロ資金供与、不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>Ⅱ－3－1－3－1－2を参考にしつつ、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を適切に行うための内部管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>② <u>マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点から、貸金庫の約款等において、リスクが高いと考えられる物品等（注）が適切に格納可能な物品から除外されているか。また、格納可能な物品の適切性を含め、貸金庫の約款等</u></p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>について定期的に見直しを行っているか。</u> <u>(注) 現金は、「リスクが高いと考えられる物品等」に含まれる。</u></p> <p>③ <u>貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結や貸金庫の利用等に当たって、利用者に対して格納物が貸金庫の約款に定める範囲を逸脱することがないか確認するなど、貸金庫の利用目的等の確認を行っているか。また、適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢（例えば、利用者の貸金庫利用時の職員による立会いや、カメラによる撮影等）が整備されているか。</u></p> <p>(3) <u>事案の公表等</u> <u>貸金庫からの利用者の資産の窃取・横領事案については、捜査への支障がある場合や利用者が公表を望まない等の例外的な場合を除き、原則公表することとしているか。</u> <u>また、貸金庫からの利用者の資産の窃取・横領事案が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じているか。さらに、他者における貸金庫からの利用者の資産の窃取・横領事案を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。</u></p>	

附 則

この通知の改正は、令和7年5月30日から適用する。